

議案第 59 号

八幡浜市立公民館条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和 3 年 9 月 7 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市立公民館条例の一部を改正する条例

八幡浜市立公民館条例（平成 17 年条例第 101 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中 2 の表を次のように改める。

2 中央公民館保内別館使用料

階	室名	使用料 (単位：円)			
		9 時～ 12 時	12 時～ 17 時	17 時～ 22 時	9 時～ 22 時
1 階	和室	580	680	950	1,730
	音楽室	580	680	950	1,730

(注) 1 入場料を徴収し、商品を展示し、又は即売営業若しくは宣伝等を行うときは、50%加算とする。

2 冷房を使用する場合は使用料の 50%加算、暖房を使用する場合は使用料の 30%加算とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の八幡浜市立公民館条例別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

中央公民館保内別館の解体による一部施設の使用中止に伴い、所要の改正を行うため。

